

## **[事案 27-58] 入院給付金支払請求**

・平成 28 年 2 月 26 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

入院給付金を請求したところ、一部の入院は、支払事由に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、全期間の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 17 年 5 月に契約した医療保険について、転倒を原因とする骨折により、平成 26 年 6 月から 9 月まで入院したので入院給付金を請求したところ、7 月から 9 月までの入院は、支払事由に該当しないとして支払いを拒否されたが、以下の理由により、全期間の入院給付金を支払ってほしい。

(1) 主治医の見解では、平成 26 年 6 月から 9 月までの入院が必要であったとされている。

(2) 入院期間中の外出・外泊にはそれぞれ理由があり、主治医の了解を得たものである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

平成 26 年 7 月以降の入院は、約款の規定する「入院」（「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」）にはあたらないものと判断している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

(1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、主治医の意見書）にもとづく審理の他、入院時の状況や治療内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を実施した。

(2) 医療記録にもとづいて、第三者の専門医の意見を審理の参考にした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件入院のうち、少なくとも 3 度目の外出が許可された平成 26 年 7 月以降の入院は、約款が定義する「入院」に該当すると認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。